

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年5月13日
【会社名】	株式会社マーキュリアホールディングス(注)1
【英訳名】	Mercuria Holdings Co., Ltd.(注)1
【代表者の役職氏名】	代表取締役 豊島 俊弘(注)1
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町ダイビル(注)1
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社マーキュリアインベストメント 執行役員 営業IR部長 中井 竜馬
【最寄りの連絡場所】	株式会社マーキュリアインベストメント 東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町ダイビル
【電話番号】	03-3500-9870(代表)
【事務連絡者氏名】	株式会社マーキュリアインベストメント 執行役員 営業IR部長 中井 竜馬
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	11,635,289,304円(注)2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注)1 本届出書提出日現在において、株式会社マーキュリアホールディングス(以下「当社」といいます。)は未設立であり、2021年7月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

(注)2 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社マーキュリアインベストメント(以下「マーキュリアインベストメント」といいます。)の2020年12月31日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年3月9日付で提出いたしました有価証券届出書、2021年3月15日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書、及び2021年3月31日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2021年5月6日付で株式会社東京証券取引所に当社株式の新規上場申請を行ったこと、及びマーキュリアインベストメントが2021年5月13日付で第1四半期に係る四半期報告書を提出したことに伴い、記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

第三部 企業情報

第2 事業の状況

- 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
- 4 経営上の重要な契約等
- 5 研究開発活動

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (1) 株式の総数等

発行済株式

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	17,644,900株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。(注) 4

(注) 1～2 <省略>

3 マーキュリアインベストメントは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）市場第一部に新規上場申請を行う予定です。

4 <省略>

（訂正後）

種類	発行数	内容
普通株式	17,644,900株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。(注) 4

(注) 1～2 <省略>

3 マーキュリアインベストメントは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）市場第一部に新規上場申請を行いました。

4 <省略>

2【募集の方法】

（訂正前）

株式移転によることとします。(注) 1、2

(注) 1 <省略>

2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行い、2021年7月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。なお、東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるテクニカル上場（同規程第208条）により上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項））について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

（訂正後）

株式移転によることとします。(注) 1、2

(注) 1 <省略>

2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行いました。これに伴い、2021年7月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。なお、東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるテクニカル上場（同規程第208条）により上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項））について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

第三部【企業情報】

第2【事業の状況】

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるマーキュリアインベストメントの経営者によるマーキュリアインベストメントグループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、マーキュリアインベストメントが関東財務局長に提出した有価証券報告書（2021年3月30日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるマーキュリアインベストメントの経営者によるマーキュリアインベストメントグループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、マーキュリアインベストメントが関東財務局長に提出した有価証券報告書（2021年3月30日提出）及び四半期報告書（2021年5月13日提出）をご参照ください。

4【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるマーキュリアインベストメント及びグループ各社の経営上の重要な契約等については、マーキュリアインベストメントが関東財務局長に提出した有価証券報告書（2021年3月30日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等については、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるマーキュリアインベストメント及びグループ各社の経営上の重要な契約等については、マーキュリアインベストメントが関東財務局長に提出した有価証券報告書（2021年3月30日提出）及び四半期報告書（2021年5月13日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等については、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」をご参照ください。

5【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるマーキュリアインベストメント及びグループ各社の研究開発活動については、マーキュリアインベストメントが関東財務局長に提出した有価証券報告書（2021年3月30日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるマーキュリアインベストメント及びグループ各社の研究開発活動については、マーキュリアインベストメントが関東財務局長に提出した有価証券報告書（2021年3月30日提出）及び四半期報告書（2021年5月13日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

（訂正前）

（1）【株式の総数等】

【株式の総数】

<省略>

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	17,644,900 (注) 1、2	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら 限定のない、当社における標準となる株 式です。また、1単元の株式数は100株 であります。(注) 3
計	17,644,900		

（注）1．<省略>

2．マーキュリアインベストメントは、当社の株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。

3．<省略>

（訂正後）

（1）【株式の総数等】

【株式の総数】

<省略>

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	17,644,900 (注) 1、2	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら 限定のない、当社における標準となる株 式です。また、1単元の株式数は100株 であります。(注) 3
計	17,644,900		

（注）1．<省略>

2．マーキュリアインベストメントは、当社の株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行いました。

3．<省略>

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるマーキュリアインベストメントの経理の状況については、同社の有価証券報告書（2021年3月30日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるマーキュリアインベストメントの経理の状況については、同社の有価証券報告書（2021年3月30日提出）及び四半期報告書（2021年5月13日提出）をご参照ください。

第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】**第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】**

（訂正前）

（1）【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

< 省略 >

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書（2021年3月31日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 2021年3月31日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

< 省略 >

（2）【上記書類を縦覧に供している場所】

< 省略 >

（訂正後）

（1）【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

< 省略 >

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（第17期第1四半期）（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）2021年5月13日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書（2021年5月13日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 2021年3月31日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

< 省略 >

（2）【上記書類を縦覧に供している場所】

< 省略 >